

第5回年金保険料の徴収体制強化等に 関する専門委員会 平成25年12月4日	資料2
---	-----

専門委員会におけるこれまでの議論 (改訂版)

平成25年11月14日時点

〔本資料は、第1回～第4回専門委員会に提出された意見等を、事務局において暫定的に論点ごとに整理したものである。
(下線を引いた部分は、第4回専門委員会での議論を踏まえて、追記した箇所を示す)〕

I. 総論

【論点】

年金保険料の徴収についての基本的考え方の整理

（「年金保険料の納付は義務である」という法律の規定に立ち返り、自主納付原則の考え方を
見直すことも含め、徴収をこれまで以上に強化するという方向で検討すべき。）

【委員意見等】

- ・ 全ての未納者に督促を行い延滞金を課すことは、どのレベルで国民皆年金を考えるか、あるいは老後所得保障制度の中における年金と他の諸制度との役割分担をどう考えるかということと無縁ではない。
- ・ 世代間、世代内の支え合いの仕組みであり、それが拠出と給付で結びついている社会保険において、罰則をかけ強制することで、社会保険を支える基盤が強化されるとは思わない。
- ・ 徴収体制の強化は必要と思うが、法律改正を行って踏み込んでいくのか、それともまず現行法の中で運用改善していくのか、考え方がわかる。
- ・ 納付率をアップさせるためには、時間がかかることもかもしれないが、自主納付の意欲を国民の皆さんに持っていただくことが最も大事。
- ・ 最初にペナルティありきという考え方ではなくて、無年金をなくして、将来の安心をどう確保してあげるかという観点から検討すべき。未納の実態、状況を踏まえた上で、費用対効果も考えながら検討する必要がある。
- ・ 今すぐメリットが実感できないことが、納付率の低くなる原因であり、年金リテラシーの向上が重要。
- ・ 徴収体制強化だけを集中的に議論するのではなく、広報や教育などとバランスをとらなければ国民の理解を得られない可能性があるのではないか。

- ・年金生活者支援給付金や、年金受給資格期間の短縮、国庫負担2分の1の財源確保など、今回の一体改革の中で措置したので、教育やPRをすることによって、きちんととっていただくことが大事。
- ・国民皆年金という制度は、様々な所得階層の方がいる中で、もともとやや無理がある制度という見方もできる。低所得者も加入している中で、延滞金等も含め厳しく徴収していくことは無理がある。免除や強制徴収と組み合わせながら、基本は自主納付であって、払えばもらえらえるというインセンティブを与えることで、制度を維持していくべきではないか。
- ・社会保障制度改革の国民会議でも、自助努力の共同化の仕組みである社会保険を中核にして日本の社会保障制度を維持していくということが再確認された。支払い能力に応じてみんなが助け合う仕組みを守っていくかなければならない。
- ・所得が高くても国民年金を払っていない人がいるが、イギリスのように適用除外を認めるという議論があっても良いのではないか。
- ・生活保護を受給する高齢者が増えており、将来的なことを考えると、未納そのものが問題だというより、将来の低年金者、無年金者が増えることが問題。
- ・若い世代の意見を聞くと、保険料を納めたときの「おまけ」が欲しいとの声や、将来の年金が本当に大丈夫なのかとの声が出ている。
- ・若い世代には、年金だけでなく、社会保障全体として若い世代にも重点を置いてやっていくということで納得してもらいたい。
- ・年金制度についての様々な改善の内容を政府広報や公共広告機構などで国民に伝え、強制徴収は最後の手段という位置付けではないか。

II. 国民年金保険料の納付率向上策

1. 国民年金保険料の徴収の基本的考え方に関わる論点

【論点】

(1) 督促の促進

- ・ 保険料債権の多くが時効消滅している現状を改めるためすべての滞納者に督促することを基本とすることを検討すべき。
- ・ 督促を義務規定とすることも将来的な課題。
- ・ 督促を実施した者に対する時効管理を適切に行うための体制等についても併せて検討する必要。

(2) 強制徴収体制の強化

- ・ 職員の増員も含めた強制徴収体制の強化に取り組むべき。

【委員意見等】

- ・ すべての滞納者に督促するとすれば、日本年金機構の実態として有期雇用職員が多く、ノウハウの蓄積が図られていないことなどがあるので、システムや人員の体制整備は重要。
- ・ 国民年金の第1号被保険者において、常用雇用やパートなど被用者の方が3割を超えているという状況を踏まえ、厚生年金に合わせること一つの考え方としてはどうか。
- ・ 所得や資産がなく保険料を納められない方には差押えはできない。所得の多い層にかかる経費を少なくして、所得の低い層には戸別訪問などで手厚く対応すべき。
- ・ 社会保障・税一体改革で成立した法律への対応で日本年金機構は手一杯であり、さらに強制徴収体制を強化するというのであれば、予算や定員を増やしてある程度しつかりした基盤を作るべき。

- ・ 日本年金機構は有期雇用の職員が多く、知識を蓄積する前に辞めてしまうなど人材不足である。正規職員に負担がかかっている現状を改善すべき。
- ・ 日本年金機構の職員を増員して強制徴収の体制を強化するという形だけで徴収がうまくいくのか疑問。
- ・ 市町村が国民年金保険料の徴収をやっていた当時とその後の変化を念頭に置きながら、日本年金機構の体制だけでなく市町村との連携も含めて議論を進めるべき。
- ・ 日本年金機構の組織のあり方を含め、地域の実情や状況に応じた取組も、国全体の取組と併せて行っていくべき。
- ・ 年金事務所の数は税務署などに比べて少ないので、自治体や年金委員との協力、地域とのつながりの強化に取り組む必要がある。
- ・ 強制徴収する過程における督促や督促の機会を生かし、年金教育の観点から、自主納付する人を育てるということを明確に意識すべき。
- ・ 年金に対する不信の目がある中で、強制徴収の強化については、制裁的な観点ではなく、国民に年金制度について理解していただくという観点で検討すべき。
- ・ 保険料に見合った給付・制度があるということを実感してもらえば、強制徴収という言葉を使わなくても、自ら納付する人が増えると思われる。その意味で年金教育は大切。
- ・ 差押えをしたからといってその後納付していただけたかとは不明。年金は40年間払わないといけないということを理解、納得してもらうことが重要であり、そのためには年金教育が大切。
- ・ 強制徴収は重要だと思うが、100円徴収するために90円のコストがかかり、さらに将来、給付にまたコストがかかるということをどう考えるか。

- ・ 徴収コストをかければ徴収率は一時的に上がるが、途中で頭打ちになる。徴収コストと国民年金に対する信頼とのバランスが重要。
- ・ 40歳以上とか、年金受給を意識し将来の年金額が確定するくらいの世代を緊急性が高いターゲットと位置付け、そこにコストを集中して納付や免除を促す一方、小学生など将来の年金保険料を支払う世代には、年金教育や年金広報というような形で、2～3ぐらいの層にわけて、コストをどこにかけて保険料を徴収するかを考えてはどうか。
- ・ 所得階層別にターゲットを絞るなど、限られた人的資源をいかに活用するかということで、一定程度ターゲットをセグメント化するという手法をとった方が良いのではないか。
- ・ 免除申請の処理に時間がかかると、日本年金機構の業務が適正に処理されているかという問題や、誰でも同じ保険料額という中で、強制ということを前面に出していくのはどうかと思う。自主納付に結びつけるよう、PRやイメージアップに力を入れていくのが良い。
- ・ 強制徴収の対象者は、誰が見ても払えるのに払っていない非常に不心得な人に焦点を絞って、そこには必ず全員対象にして、督促をし、強制的に延滞金も取っていくことは考えられないか。
- ・ 全ての滞納者に督促するのはコスト的に無駄なので、所得か年齢か、社会的に納得できるラインを考えて一定程度絞るべきではないか。
- ・ 制度に対する信頼、社会保険の土台を維持するという目的があるので、ターゲットを絞って厳しくやっていると、もう少して年金受給権が得られる人などに力を注ぐことや、厚生年金の適用と連携を図ることなども考えられるのではないか。滞納者の就職や所得向上などに寄与することも必要ではないか。

【論点】

(3) 徴収コストの滞納者負担（延滞金等）のあり方

- ・督促の有無にかかわらず、納期限後から延滞金を徴収することを検討すべき。
- ・督促を全滞納者に対して行うことで、滞納者に徴収コストを負担させることを検討すべき。

【委員意見等】

- ・徴収コストを負担させることで、ますます当事者が保険料を払いにくくなる可能性が考えられる。納付率を高めることを高い優先順位とし、徴収コストを滞納者に課すかどうかは、今の段階ではさらに慎重に検討すべき。
- ・今の延滞金の利率は高すぎるので、引き下げを検討すべきではないか。失業した人や病気の人の率をより下げることはできないか。

【論点】

(4) 免除等における申請主義の見直し

- ・ 所得情報等に基づき職権により免除を可能とする制度を導入することを検討してはどうか。

【委員意見等】

- ・ 日本の社会保障制度は申請主義が大原則で、職権というのは例外である。職権を仕組みとして入れていくためには、それなりに整合性ある説明が必要。
- ・ 免除や猶予の基準をクリアしているにもかかわらず申請をしていない人がかなりいることの理由の一つとして、申請書の複雑さがあるのではないか。
- ・ 保険料の免除や猶予を長期にわたって受けている方が低年金になるのを防ぐ観点から、給付面で手当することが考えられないか。
- ・ 免除の対象となる所得基準の今の時点での妥当性について検証すべき。
- ・ 基準の免除申請書はお客様からも使いにくいとの指摘があり、事務効率が落ちる、追納への意識付けができないところがあるので、改めるべき。
- ・ 職権免除については、過去の年金部会でも慎重論が多かった。国が個人の意思とは別にパターナリズムイックに入れるということは慎重に考えるべき。
- ・ 本人の申出を前提として、過去の年金部会での根幹であり、所得情報だけによる職権免除は難しいのではないか。例えば、3号から1号への申請を忘れている場合や、外国人が生活保護に準じた保護を受ける場合、もしくは生活困窮者支援を行う市町村から特別な申請があった場合には、職権免除するといったことも検討してはどうか。

- ・ 厳密な意味での「職権免除」というよりは、ターンアラウンドのような書式で勸奨をして、本人は署名するだけで簡易な形で免除を適用するような仕組みにしてはどうか。
- ・ 支払能力に応じて助け合うという観点から、多段階免除制度をもっと活用しなければならぬ。職権免除は、多段階免除制度を否定してしまうことになるのではないか。
- ・ 職権免除では、その方の所得をずっと追跡調査していかなければ、収入が改善してもそのまま免除を受けているというモラルハザードが起きるのではないか。
- ・ 定額負担の弊害を実質応能負担化するという意味で多段階免除制度にしているという流れがある中で、所得把握が難しいという点を解決しない以上は、多段階免除をもう少しきちんと活用していくという方向で良い。
- ・ 高所得者は、年金がなくても困らない人であれば、低所得者に対して、全額免除だけではなく、多段階免除に該当するような方に関しては、それも含めて推奨していくことが重要。
- ・ 基礎年金の国庫負担が消費税により賄われ、低所得の方であっても消費税は負担することを考えれば、低所得の方の年金権を確保するという意味で職権免除的な実務を検討すべき。
- ・ 免除の適用を進めるため、市町村との所得情報等のやりとりをできるよう調整すべき。
- ・ 前年の所得があっても今は所得がないという方も免除を適用できるようにすべき。
- ・ 申請という行為がなくなってしまうたら、ますます年金に無関心になってしまうのではないか。
- ・ かつて社会保険庁当時に問題となった不適正免除事案との関係をどう考えるか。
- ・ 情報が届かない対象者の方にコミットできるような仕組みとして、申請主義の原則を維持しながらターンアラウンドのような工夫の余地はあるのではないか。

・ 免除基準がよくなるかわからない方も多いので、免除の対象となる旨を連絡した上で、サイン・押印などだけでハガキを返信していただいて本人の意思を確認する方法が妥当ではないか。

【論点】

(5) 年金保険料の納付機会の拡大

- ・過去の未納保険料を納める意思のある者に対し納付の機会を確保するという観点から、この後納制度の実績を分析した上で、制度の恒久化等について検討すべき。

【委員意見等】

- ・学生納付特例及び若年者納付猶予については追納しない限り将来の年金額が低額となってしまいうため、一部納付や追納加算金の免除など追納しやすい方法を検討すべき。
- ・後納制度の恒久化については、毎月苦しいながらもなんとか保険料を納付している方との公平性の観点で疑問。
- ・受給資格期間が25年から10年に短縮される中で、後納制度を恒久化し10年間遡って保険料を納付できるということにするとモラルハザードにつながる。後納制度は期間限定とし、後納制度があるという期待をさせるようなことがないようにすべき。

2. その他検討すべき具体的な対応策 (1) 確実かつ効率的な収納体制の強化

【論点】

① 日本年金機構における管理体制の見直し

- ・ システム対応も含めた計数の把握や分析を充実させ、効率的・効果的な徴収対策を講ずるべき。
- ・ 目標の進捗管理を徹底するとともに、執行体制を一層強化すべき（H25' から実施）。

【委員意見等】

- ・ 年金事務所では本部から言われるままにやっている部分があるが、本来、もう少し年金事務所に任せて対策を練るのもよい。
- ・ 現実には、保険料の徴収や免除の事務で遅れているものがあるので、まず基本的なところを一から見直すべき。

【論点】

② 年金事務所職員による保険料収納範囲の拡充

- ・ 年金事務所職員が保険料収納できる範囲の拡充を検討すべき。

【委員意見等】

- ・ なるべく職員は現金を扱わない方向の方が安全ではないか。

- ・ 相談に来た方が保険料を納付しようとした時のために、自動納付機やATMのような機械を置くことを検討できないか。
- ・ 年金事務所コンビニを併設できないか。

【論点】

③ 市場化テストの改善

- ・ 納付督促の頻度や戸別訪問の件数を増加させるなど、契約内容の見直しを検討すべき

【委員意見等】

- ・ 保険料の徴収業務と年金給付の説明は一体的なものであるので、そういう意味で市場化テストの改善が課題ではないか。
- ・ 所得の多い層にかかる経費を少なくして、所得の低い層には戸別訪問などで手厚く対応すべき。
- ・ 年金給付に関するスキルがある「ねんきんダイヤル」に従事している方を納付勧奨などに活用できないか。

【論点】

④ 口座振替・クレジット納付の利用促進等

- ・ 金融機関やクレジット会社に対し、口座振替やクレジット納付の募集を依頼することを検討すべき。
- ・ 市町村に対する口座振替新規獲得手数料の引き上げを検討すべき。
- ・ 新規適用者に対して口座振替やクレジット納付を推進するための工夫について検討してはどうか。
- ・ 2年前納の導入（H26.4導入予定）

【委員意見等】

- ・ 金融機関の窓口で保険料を現金納付するお客様を対象に、金融機関の職員に口座振替を勧奨してもらい、新規獲得した場合に保険者から金融機関に手数料を支払ってはどうか。
- ・ 若い世代向けの納付促進策として、納付方法に応じてポイントを設定し、累計獲得ポイントによってプレゼントがもらえるようにしてはどうか。
- ・ 市町村での新規獲得手数料は引き上げても良いのではないか。
- ・ 金融機関と連携した口座振替促進は、納付機会の拡大のために有効な手段。
- ・ インターネットで口座振替ができる仕組みを検討してはどうか。
- ・ ねんきんネットから簡単に保険料を支払えるようにできないか。
- ・ 前納制度はあまり知られていないのもっと周知すべき。

【論点】

⑤ 学生納付特例制度と若年者納付猶予制度との間での円滑な移行

- ・ 学生納付特例制度と若年者納付猶予制度を切れ目なく利用できるよう、運用の見直しを検討すべき

【委員意見等】

- ・ 学生納付特例制度や若年者納付猶予制度導入の趣旨を確認した上で、現在においても合理性があるのかを整理すべき。
- ・ 若年者納付猶予の30歳のラインの見直しを検討してはどうか。
- ・ 低年金、無年金者対策としては、納付猶予よりも、免除制度の適用など年金制度の内・外でどのように所得保障を図っていくかという議論が重要ではないか。
- ・ 学生納付特例利用者に対し、年度末に、ターンアラウンドで引き続き学生なのかどうかを確認しつつ、翌年度の学生納付特例や若年者納付猶予制度の申請ができるようにできないか。
- ・ 若年者納付猶予のラインを見直す時は、世代ごとの所得の状況やモラルハザードなどを考慮すべき。

2. その他検討すべき具体的な対応策
(2)関係行政機関等との連携強化

【論点】

① 国税庁への滞納処分権限の委任制度の活用

- ・現状の分析を行った上で、運用方法の見直しや委任要件の緩和を検討すべき。

【委員意見等】

--

【論点】

② 市町村との情報連携強化

- ・ 社会保障・税番号制度の導入後は、情報提供ネットワークシステム等を通じて、滞納者の所得情報等の必要な情報が提供されることとなり、提供された情報の効率的・効果的な活用が期待される。
- ・ 免除勸奨等においては、生活保護の受給情報や連帯納付義務者の情報、電話番号、扶養親族数等が必要であり、こうした必要な情報を確実に入手できる環境の整備について検討すべき。

【委員意見等】

- ・ 国民健康保険は収納率が高く、国民年金は低いというのであれば、一緒に徴収したらどうかという議論もかつてからあったので、何か一つ考えておかなければならない。
- ・ 年金は国が保険者になって行うべき事務なので、国と地方との関係の大きな流れからすれば、年金だけ特例的に事務を地方へ戻すことは難しい。
- ・ 全国の都市としては、年金は国の事務であるということで、地方の事務を返上したいという要望を持っているが、現実的には難しいので、いろいろ要望しているところ。
- ・ 番号制度が導入されるまでの間、法律上、回答義務ということを確認していくことも含めて検討していくことが重要。
- ・ 市町村がやっている困窮者支援の取組みのネットワークの中に年金事務所も入れるような仕組みができないか。
- ・ 国税情報など、あらゆるチャネルを使って情報収集することが有効であり、何が可能か検討すべき。
- ・ 全国的に市町村と年金事務所の連携は十分とれていない。日本年金機構の指揮命令系統も見直しながら、より確実・効率的に情報が伝わるようにすべき。

- ・ 市町村が行う生活困窮者の自立支援のネットワークに年金事務所が入ることにより、効果的な免除勸奨ができるのではないか。
- ・ 年金事務所が地元の市町村等と定期的に意見交換等を行う仕組みを整備してはどうか。

【論点】

③ 免除勸奨等における関係機関との連携強化

- ・ ハローワークにおける免除制度の周知や免除等の申請受理の体制整備について検討すべき。
- ・ 学生納付特例事務法人に対する手数料の引き上げ等を検討すべき。

【委員意見等】

- ・ 学生にどうやって納付特例制度を周知するかが大事であり、手数料引き上げなどで学校にインセンティブを与えつつ、年金を専門とする教員等に働きかけてはどうか。
- ・ 学生へのお知らせをウェブ上で行うようにしてはどうか。そこからリンクを張り、納付督促までできるような仕組みができれば効果的ではないか。
- ・ 退職者には、被保険者資格の切り替え手続きや保険料免除等について、会社側からアプローチすることがあっても良い。

(3)雇用形態など社会経済の変化への対応

【論点】

① 短時間労働者への厚生年金の適用拡大

- ・平成28年10月から、短時間労働者に厚生年金の適用が拡大され、また、法施行後3年以内に更なる適用拡大について検討を加え、その結果に基づき必要な措置を講ずることとされている。
- ・短時間労働者への厚生年金の適用拡大については、非正規労働者へのセーフティネット強化等の観点から検討されるものであるが、結果的に国民年金の納付率向上にも資することが期待されることに留意。

【委員意見等】

- ・国民年金被保険者の中には被用者が相当含まれていることから、短時間労働者への厚生年金の適用拡大は前向きに検討すべき。
- ・短時間労働者には、育児休業中の保険料免除など、第2号被保険者になったときのメリットをPRして、厚生年金への加入を促進すべき。
- ・パートや短時間労働者は自動的に厚生年金の適用にならないと勘違いしている方が多い可能性があるため、周知が必要。
- ・被用者である国民年金被保険者への対応は、厚生年金の適用拡大に先んじて考える方がよい。

【論点】

② 事業主との連携強化

- ・ 事業主の協力を得ながら臨時・パート等の従業員の納付を促進する仕組みを検討してはどうか。

【委員意見等】

- ・ 事業主に国民年金保険料を折半負担いただくことも将来的には視野に入れて良いし、それが難しくても、以前に年金部会で検討されたように、国民年金保険料を短時間労働者の給与から天引きするという方策を考えたいほうが良い。
- ・ 青色申告会などの納税協力団体、国民年金の被保険者が多いと思われる職能団体や職域団体、商工団体や農協、漁協などにも、国民年金保険料の納付に関して協力を要請できないか。
- ・ 協力していただける事業所を優良企業としてPRすることで見返りがあるようにしてはどうか。

【論点】

(4) 公的年金制度に対する理解の促進

- ・ 効果的・戦略的な広報の実施について、費用対効果を考慮しつつ検討すべき。
- ・ 「ねんきんネット」の活用や、地域年金展開事業の充実についても検討すべき。

【委員意見等】

- ・ 国民年金はすばらしい制度であり、セミナーなどでそれを訴えることによってお客様の顔も変わってくる。年金教育をもう少し大々的にやらなければならない。
- ・ 強制徴収する過程における督励や督促の機会を生かし、年金教育の観点から、自主納付する人を育てるということを明確に意識すべき。
- ・ 年金に対する不信の目がある中で、強制徴収の強化については、制裁的な観点ではなく、国民に年金制度について理解していただくという観点で検討すべき。
- ・ 保険料に見合った給付・制度があるということを実感してもらえば、強制徴収という言葉を使わなくても、自ら納付する人が増えると思われる。その意味で年金教育は大切。
- ・ 差押えをしたからといってその後納付していただけるかは不明。年金は40年間払わないといけないということを理解、納得してもらうことが重要であり、そのためには年金教育が大切。
- ・ 国税では小・中学校へのPRに力を入れている。小さいうちから教育することが大事であり、それが最終的にはコスト削減にもつながるのではないか。
- ・ 今すぐメリットが実感できないことが、納付率の低くなる原因であり、年金リテラシーの向上が重要。
- ・ ねんきんネットのアクセスキーの有効期間が短いので、延長すべき。

- ・ 高齢の方など、インターネットの使用環境が整っていない方々も、ねんきんネットにアクセスできる環境を整備すべき。
- ・ 年金委員はあまり知られていないが、優秀な方が多いので、もっと活用すべき。
- ・ 学生にどうやって納付特例制度を周知するかが大事であり、手数料引き上げなどで学校にインセンティブを与えつつ、年金を専門とする教員等に働きかけてはどうか。
- ・ ショッピングセンターやスーパーマーケットなど誰もがアクセスしやすい場所で、常設的な形で、年金の広報や相談業務を行うことができなにか。
- ・ 明るく、楽しく、わかりやすい「年金教室」の動画を作成し、日本年金機構のHPで見られるようにしてはどうか。
- ・ 国民の年金への信頼作りのため、「テレビ年金教室」のような1日5分で365日お休みなしの帯番組を作ってはどうか。
- ・ 若い世代向けの保険料納付促進策として、納付方法に応じてポイントを設定し、累計ポイントによってプレゼントがもらえるようにしてはどうか。
- ・ 国民皆年金で行く以上は、小学校のときから教育の中で自分達で年金制度を支えていくという意識を根付かせる必要があるのではないか。

Ⅲ. 厚生年金の適用促進策

【論点】

1 適用調査対象事業所の把握の推進

- ・ 番号制度の活用も含め、関係機関との情報連携を強化し、適用調査対象事業所の把握に向けた施策を検討し実施すべき。

【委員意見等】

- ・ 国税庁からの情報提供については、省庁間でしっかりと合意をとりながら進めていただきたい。

【論点】

2 把握した事業所の適用促進策等

- ・ 適用促進に向けた具体的な工程表を作成するとともに、さらなる強化策を具体的に検討すべき。

【委員意見等】

- ・ 適用調査対象事業所をきっちり把握し、しっかりと被用者年金制度の中に入れ込んでいくということが、国民年金保険料の納付率向上につながる。
- ・ 日本年金機構のマンパワーにも限りがあるので、適用調査対象事業所のリストを社会保険労務士に提供すれば、社会保険労務士が事業所を訪問して勧奨することができる。

【論点】

3 関係機関との連携強化

- ・適用されるべきであるにも関わらず適用されていない事業所の把握や適用促進等のため、協力連携する関係機関の拡大等、さらなる連携強化について検討すべき。

【委員意見等】

IV. 国民の利便性向上策

【論点】

1 提出書類の省略

- ・住民税の申告不要者について、所得証明書の提出を不要とすることを検討してはどうか。
- ・番号制度の導入を踏まえ、添付書類等提出書類の省略について幅広く検討すべき。

【委員意見等】

- ・ 住民税の基準と免除基準をそろえていけば資料が入りやすくなるのではないか。

【論点】

2 厚生年金保険料と労働保険料の一括徴収

- ・行政効率化の観点からも、徴収を一括して行うなど利便性向上について検討すべき。

【委員意見等】

- ・ 事務の効率化に寄与するのであれば、厚生年金の標準報酬制をやめて、労働保険に合わせても良いのではないか。
- ・ 標準報酬制をやめて労働保険に合わせるのは、給付と負担に大きな影響があり、難しいのではないか。